

○違反者講習の実施に関する規則

平成10年9月30日

公安委員会規則第10号

改正 平成20年 9月26日公安委員会規則第23号

平成27年5月22日公安委員会規則第16号

令和元年5月28日公安委員会規則第3号

令和3年3月30日公安委員会規則第16号

令和7年3月21日公安委員会規則第4号

違反者講習の実施に関する規則をここに公布する。

違反者講習の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)の規定に基づき、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う違反者講習(以下「講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講習の対象者)

第2条 講習は、自動車等運転免許(以下「免許」という。)を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で、令第37条の8第2項に規定する者に対して行う。

(講習の区分)

第3条 講習は、講習を受けようとする者が、社会参加活動を体験させることを含む講習(以下「社会参加活動コース」という。)又は社会参加活動を含まない講習(以下「実車コース」という。)のいずれかを選択して行うものとする。この場合において両コースとも座学による安全運転の知識及び技能並びに法令等の講習を含むものとする。

2 社会参加活動コースを選択した者のうち、講習前に社会参加活動を終了した者は、講習当日社会参加活動終了証明書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

(講習の内容)

第4条 講習は、筆記による検査、運転適性検査器材使用による診断及び指導並びに実車又は運転シミュレータ操作による診断及び指導により行うものとする。

(講習の実施方法)

第5条 講習は、講習カリキュラムに基づいて行うものとする。

(講習時間等)

第6条 講習対象者は、講習の通知を受けてから1月以内に、講習を受けなければならない。

2 講習時間は6時間とする。

(講習の期日及び場所の指定)

第7条 講習は、公安委員会において、あらかじめ講習の区分ごとに期日及び場所を指定して行うものとする。

(講習の施設)

第8条 講習は、鹿児島県交通安全教育センター及び鹿児島県運転技能向上センター並びに離島の指定自動車教習所及び届出自動車学校等の講習に適した環境の施設を使用して行うものとする。

(講習の通知)

第9条 講習の通知は、違反者講習通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(講習の申出)

第10条 前条の通知を受けた者の講習申出は、違反者講習受講申出書(別記第3号様式)により講習当日行うものとする。

(講習の移送)

第11条 講習の通知をしようとする場合において、講習対象者が住所地を他の都道府県に変更していた場合には、その住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して、違反者講習移送通知書(別記第4号様式、第5号様式)又は違反者講習通知移送通知書(別記第6号様式、第7号様式)により移送するものとする。

(講習の編成)

第12条 講習は、講習対象者の免許種別に応じて行うものとする。

(考査の実施)

第13条 考査は、講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、結果に基づいて講評し、今後の安全運転の動機付けを行うものとする。

(講習指導員)

第14条 講習における指導に従事する者(以下「違反者講習指導員」という。)は、次の要件を備えた者とする。

(1) 25歳以上の者であること。

(2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。)について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修)を終了した者

2 講習のうち、社会参加活動の体験をさせることのみを担当し指導に従事する者については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 25歳以上の者であること。

(2) 道路交通に関する法令の内容を理解し、指導能力を有すること。

(講習の委託)

第15条 法第108条の2第3項の規定に基づき講習を委託する場合は、次に掲げる要件を満たす法人その他の者に委託して行うものとする。

(1) 前条第1項に規定する違反者講習指導員が講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること。

(2) 講習を行うために必要な建物、コース、講習車両、運転適性検査器材その他の設備を調達できること。

(3) 講習を確実にを行うために必要な経理的基礎を有すること。

2 講習の委託を行うに当たっては、次に掲げる条件その他の条件を付して行うものとする。

(1) 法、施行規則、運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)及びこの規則に従って実施すること。

(2) 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

(講習の委託の解除)

第16条 講習が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに講習の委託を解除することができる。

(公安委員会への報告)

第17条 講習の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、講習を終了したときは、違反者講習結果報告書(別記第8号様式)により速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(指導監督)

第18条 公安委員会は、講習の内容及び方法の確認に努め、講習が適正に行われるように受託者を指導監督しなければならない。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、受託者に対して必要な報告及び資料の提出を求め、又は講習の状況を調査することができる。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日公安委員会規則第23号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成27年5月22日公安委員会規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月28日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日公安委員会規則第16号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和7年3月21日公安委員会規則第4号)

この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第14条第1項第3号ウの改正規定は、同年6月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

第 号

社会参加活動終了証明書

住 所
氏 名

年 月 日生

活 動 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
活 動 内 容	

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する違反者講習のうち、社会参加活動を終了した者であることを証明する。

年 月 日

組織・団体名

第2号様式(第9条関係)

違反者講習通知書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会

道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる違反者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、違反者講習は、この通知を受けてから1か月以内に限り受けることができます。やむを得ない理由なく違反者講習を受けない場合は、運転免許の効力の停止を受けることとなります。

違反者講習を行 う 理 由	
違反者講習の日 時 場 所	
備 考	

第3号様式(第10条関係)

違 反 者 講 習
受 講 申 出 書

鹿児島県公安委員会 殿

住 所
氏 名

道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を申し込みます。

受 付 年 月 日	
講 習 場 所	
講 習 種 別	☐ 実車講習 ☐ 当日体験 ☐ 事前体験
通 知 手 数 料 (収入証紙貼付欄)	
講 習 手 数 料 (収入証紙貼付欄)	
備 考	

第4号様式(第11条関係)

違反者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の 種 類	
理 由	☐ 道路交通法第102条の2に該当
基 準 該 当 時 公 安 委 員 会	
備 考	

第5号様式(第11条関係)

違反者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる 自動車等の種類	
理 由	☐ 道路交通法第107条の4の2に該当
基準該当時公安委員会	
備 考	

第6号様式(第11条関係)

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の 種 類	
理 由	☐ 道路交通法第102条の2に該当
講 習 通 知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備 考	

第7号様式(第11条関係)

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる 自動車等の種類	
理 由	☐ 道路交通法第107条の4の2に該当
講 習 通 知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備 考	

第8号様式(第17条関係)

違反者購買結果報告書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

請習受託機關名

警 署 署

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を 年 月 日に終了したので報告する。

Figure 1

[illegible]